

質疑回答書

件名：堺市統一地方選挙に係る広報啓発事業企画・運営業務

1	資料名	仕様書	質疑内容	堺市回答
	ページ番号	2-7	仕様書に定める交通広告、シテースケープ、デジタルサイネージ、インターネット広告等の媒体枠について、広告代理店その他の媒体取扱事業者を通じて購入する場合、当該行為は委託契約書に定める「再委託」に該当しますでしょうか。	広告枠(媒体枠)の購入、印刷会社への印刷発注は再委託に該当しません。 動画制作会社への撮影・編集業務の発注及びデザイン制作会社への制作発注については、再委託に該当します。
	該当箇所	7 実施内容	また、印刷会社への印刷発注、動画制作会社への撮影・編集業務の発注、デザイン制作会社への制作発注等についても、同様に再委託に該当するかご教示ください。	
2	資料名	仕様書	質疑内容	堺市回答
	ページ番号	2-7	仕様書に定める交通広告、シテースケープ、なんばガレリアツインビジョン、インターネット広告、デジタルサイネージ等の媒体購入費・掲出料のほか、ポスター等の印刷費、動画・デザイン等の制作費、その他本業務の履行に必要な直接経費については、すべて受注者が負担し、入札金額に含めるとの理解でよろしいでしょうか。	仕様書に定める交通広告、シテースケープ、なんばガレリアツインビジョン、インターネット広告、デジタルサイネージ等の媒体購入費及び掲出料のほか、ポスター等の印刷費、動画・デザイン等の制作費その他本業務の履行に必要な一切の経費については、受注者の負担とし、入札金額に含めてください。 また、本市のLINE・X・Facebookのアカウントにて、当該選挙に関する情報を発信予定です。
	該当箇所	7 実施内容	発注者が別途直接負担又は手配する費用・媒体等がある場合は、その範囲も併せてご教示ください。	
3	資料名	仕様書	質疑内容	堺市回答
	ページ番号	6	仕様書7(5)において、「提案した媒体についてのアカウントの取得、運用等は原則として受注者において実施すること」とありますが、受注者が契約する広告代理店その他の協力事業者が保有する広告配信アカウントを利用して広告を配信・運用することは可能でしょうか。	インターネット広告のアカウント取得及び運用は、仕様書のとおり原則として受注者において実施してください。
	該当箇所	7(5) インターネット広告の企画・制作・掲出	可能な場合、当該広告運用について再委託として事前の協議・同意が必要となるか、併せてご教示ください。	
4	資料名	仕様書	質疑内容	堺市回答
	ページ番号	6	インターネット広告について、動画広告4媒体及びバナー広告4媒体の実施が定められていますが、各媒体又はインターネット広告全体について、最低出稿金額、最低インプレッション数、最低クリック数、最低動画視聴数その他の最低基準は設定されていますでしょうか。	最低出稿金額、最低インプレッション数、最低クリック数、最低動画視聴数等の基準は設定していません。 媒体ごとの予算配分及び想定KPIについては、本業務の目的及びターゲットを踏まえ、提案者において設定し提案してください。
	該当箇所	7(5) インターネット広告の企画・制作・掲出	設定されていない場合、媒体別の予算配分及び想定KPIについては、提案者が業務目的及びターゲットを踏まえて設定するとの理解でよろしいでしょうか。	
5	資料名	仕様書	質疑内容	堺市回答
	ページ番号	6	仕様書7(5)では、動画広告を4媒体、バナー広告を4媒体掲出することとされていますが、例えばInstagram等の同一サービスにおいて動画広告及びバナー広告の双方を実施した場合、それぞれを1媒体として計上することは可能でしょうか。	可能です。
	該当箇所	7(5) インターネット広告の企画・制作・掲出		
6	資料名	仕様書	質疑内容	堺市回答
	ページ番号	4,5,6,7	仕様書に定めるシテースケープ、駅構内広告、電車内広告、バス車内広告、なんばガレリアツインビジョン等について、技術提案書提出又は入札の時点で、媒体管理者等から広告枠の確保又は仮押さえを行っている必要がありますでしょうか。	技術提案書提出時点又は入札時点において、媒体管理者等から広告枠の確保又は仮押さえを行う必要はありません。 媒体管理者等へ空き状況や掲出条件等を確認の上、提案していただくことが望ましいです。 なお、発注者において事前に広告枠の仮押さえや媒体管理者との調整を行っている媒体はありません。
	該当箇所	7(3) バス停留所における大規模広告(シテースケープ)の版下の制作・掲出 7(4) 交通広告の企画・制作・掲出 7(5) インターネット広告の企画・制作・掲出 7(6) 商業施設等でのデジタルサイネージの掲出	また、技術提案書提出時点では、媒体管理者等へ空き状況・掲出条件等を確認し、掲出可能であることを前提として提案すれば足りるとの理解でよろしいでしょうか。 なお、本市において既に仮押さえ、事前協議その他の調整を行っている媒体がある場合は、その範囲についてもご教示ください。	

質疑回答書

件名：堺市統一地方選挙に係る広報啓発事業企画・運営業務

7	資料名	契約書	質疑内容	堺市回答
	ページ番号	-	契約締結後、受注者の責めによらない事由により、選挙の執行日、広告掲出期間その他本業務の前提条件に変更が生じ、既に確保した広告媒体等について変更料、取消料その他の追加費用が発生した場合、その費用の取扱いについては、発注者と受注者との協議により決定するとの理解でよろしいでしょうか。	契約締結後、受注者の責めによらない事由により、選挙の執行日、広告掲出期間その他本業務の前提条件に変更が生じた場合の取扱いについては、契約書及び仕様書に基づき、発注者と受注者が協議の上決定します。 なお、受注者において既に広告媒体等を確保していたこと及び当該変更料、取消料その他の追加費用の発生が客観的に確認できる場合には、その必要性及び妥当性を確認した上で協議することを想定しています。
	該当箇所	第12条（業務内容の変更）		
8	資料名	入札説明書	質疑内容	堺市回答
	ページ番号	6	入札説明書において、契約保証金は契約金額の100分の10以上を要し、堺市契約規則第30条の2に該当する場合は免除する場合がありますとされています。 本案件における契約保証金の主な免除要件及び必要となる確認書類をご教示ください。 また、契約保証金の納付に代えて、履行保証保険その他の保証手段を利用することが可能な場合は、その手続き方法についても併せてご教示ください。	契約保証金の免除については、堺市契約規則第30条の2その他関係規定に基づき判断します。 具体的には、以下のとおりです。 ア. 履行保証保険に加入する場合（堺市契約規則第30条の2第1号） [添付書類] 履行保証保険証書（原本） [注意事項] ・被保険者は市長名・保険契約年月日は委託契約の締結日より前・保険期間に委託契約期間を含む。 ・担保（てん補）条件は「定額」（契約金額1の100分の10以上） イ. 実績による免除（堺市契約規則第30条の2第2号） [要件] 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認めるとき。 [添付書類] 契約保証金免除申出書＋実績書類（契約書、仕様書の写し等） ウ. 契約金額が200万円以下の場合（堺市契約規則第30条の2第5号） [要件] 金額が200万円以下であり、かつ、相手方が契約を履行しないおそれがないと認めるとき。 [添付書類] 不要
	該当箇所	13 その他		
9	資料名	落札者決定基準	質疑内容	堺市回答
	ページ番号	6	落札者決定基準の評価項目⑥「類似業務の実績」については、評価対象となる実績は、入札参加者自身が受注者として履行した実績に限られるでしょうか。 個人事業者として参加する場合の事業主本人の実績、本業務に配置する業務責任者・担当者個人の過去の実績、又は協力事業者・再委託予定事業者の実績についても、技術提案書に記載し、評価対象とすることが可能かご教示ください。	評価項目⑥「類似業務の実績」については、原則として入札参加者が受注者として履行した実績を評価対象とします。個人事業者が参加する場合においては、当該個人事業者本人が契約当事者として履行した実績については評価対象とします。 一方、配置予定者個人の実績、協力事業者又は再委託予定事業者の実績については、評価項目⑥の評価対象とはなりません。ただし、配置予定者の経験・専門性、協力事業者又は再委託予定事業者の役割・専門性等については、評価項目⑤「業務実施体制及び実施計画・進管理」において実施体制の説明として記載することは可能です。 なお、副本については匿名審査を行うため、協力事業者名、再委託予定事業者名その他提案者が特定される情報は記載しないでください。
	該当箇所	評価項目⑥ （類似業務の実績）	また、評価項目⑥の対象とはならない場合であっても、評価項目⑤「業務実施体制及び実施計画・進管理」等において、協力事業者又は再委託予定事業者の業務実績、専門性、担当実績等を記載することは可能でしょうか。 その場合、副本に当該協力事業者等の名称を記載して差し支えないかについても併せてご教示ください。	
10	資料名	落札者決定基準	質疑内容	堺市回答
	ページ番号	5	落札者決定基準の本文では、評価項目①から④までについて0点から5点で評価する旨が記載されている一方、別記評価表には、評価項目⑤「業務実施体制及び実施計画・進管理」が配点5点、ウエイト1として設けられています。 評価項目⑤についても、評価項目①から④と同様に0点から5点の範囲で評価されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 評価項目⑤「業務実施体制及び実施計画・進管理」についても、評価項目①から④と同様に0点から5点までの6段階で評価します。 なお、評価項目⑤は配点5点、ウエイト1であるため、委員が付与した評価点をそのまま当該項目の得点として取り扱います。
	該当箇所	評価項目⑤ （業務実施体制及び実施計画・進管理）		
11	資料名	仕様書	質疑内容	堺市回答
	ページ番号	2	想定される選挙名、公示日、投票日、投票時間、期日前投票時間、期日前投票会場について教えてください。	本業務において想定している選挙は、令和9年4月に執行予定の統一地方選挙です。 告示日、投票日、投票時間、期日前投票期間、期日前投票所等については、公職選挙法その他関係法令に基づき今後決定される予定であり、現時点では確定していません。 提案に当たっては、前回令和5年の統一地方選挙の実績を参考に提案してください。 なお、詳細な選挙日程については、決定後に受注者へ提示します。
	該当箇所	7(1) ポスター版下の企画・制作		

質疑回答書

件名：堺市統一地方選挙に係る広報啓発事業企画・運営業務

12	資料名	仕様書	質疑内容	堺市回答
	ページ番号	5	リニューアル工事中のため現在広告枠の販売を中止しています。12月に改装後の仕様で販売を開始する見込みです。掲出金額や掲出期間の変動が予想されます。元々提案していた価格でご提案し、価格が高くなった場合は、放映期間を短くするなどして、提案金額をオーバーしないよう なご相談は可能でしょうか？販売条件で期間を短くすることができず金額がオーバーする場合は、なんば駅ではないビジョンも視野に入れたご相談は可能でしょうか？	提案時点において掲出条件が確定していない媒体については、提案時に確認可能な情報に基づき提案してください。 契約締結後、媒体側の事情により掲出条件、掲出料金その他の条件に変更が生じた場合は、業務目的及び予算の範囲内で、代替媒体への変更を含め、発注者と協議の上決定します。 なお、提案時点における媒体の利用可能性及び実現可能性については、提案者において十分確認してください。
	該当箇所	7(4)②(d) なんばガレリアアツインビジョンへの映像広告の放映		
13	資料名	仕様書	質疑内容	堺市回答
	ページ番号	6	Youtube、TikTok、Instagram、LINE、Xなど他のSNSも含め広告を配信できる開設済のアカウントについて教えてください。	本市及び本市選挙管理委員会において、本業務での利用を前提としたYouTube、TikTok、Instagram、LINE、X等の広告配信アカウントは保有していません。別途、本市のLINE・X・Facebookのアカウントにて、当該選挙に関する情報を発信予定です。 そのため、仕様書に記載のとおり、広告配信に必要なアカウントの取得及び運用は原則として受注者において対応してください。
	該当箇所	7(5) インターネット広告の企画・制作・掲出		
14	資料名	仕様書	質疑内容	堺市回答
	ページ番号	6	エンゲージメントの定義について具体的に教えてください。	本業務におけるエンゲージメントとは、広告又は投稿に対する利用者の反応を指し、各広告媒体において一般的に計測される指標を想定しています。具体的には、クリック、いいね、シェア、リポスト、コメント、保存等が含まれます。 なお、媒体ごとに計測可能な指標が異なるため、効果測定に当たっては各媒体の仕様に応じた指標を用いてください。 今回の業務では、 エンゲージメント数＝各媒体で計測される反応行動の総数 エンゲージメント率＝エンゲージメント数÷インプレッション数 としてください。
	該当箇所	7(5) インターネット広告の企画・制作・掲出		
15	資料名	仕様書	質疑内容	堺市回答
	ページ番号	7	特定の商業施設の異なる場所、4箇所に掲出した場合でも、条件を満たしていることになるのでしょうか。	本仕様書においては、できるだけ多様な施設及び媒体を活用し、幅広い有権者への周知を図ることを想定しており、同一商業施設内であっても、異なる場所に設置された広告媒体に掲出する場合は、それぞれを別媒体として取り扱うことは想定していません。 したがって、同一商業施設内の複数箇所掲出は1施設として扱います。
	該当箇所	7(6) 商業施設等でのデジタルサイネージの掲出		